

**令和6年度 修学旅行需要分散化促進支援事業にかかる
探究学習・SDGs学習等に関する体験プログラム登録要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）が沖縄県からの委託を受けて実施する「令和6年度 修学旅行需要分散化促進支援事業」（以下「支援事業」という。）において支援対象条件に含まれる体験プログラムの登録に関し必要な事項を定める。

(支援事業概要)

第2条 本支援事業は沖縄県内での修学旅行の実施に伴う県内移動手段の需要、行程における訪問・集合・離散場所や時間帯の集中を避けるための分散化を促進し、かつ参加者の満足度及び学習効果の向上を図るため、「令和6年度 修学旅行需要分散化促進支援事業 支援金支払要綱」の条件を満たす県外の学校に対し、探究学習・SDGs学習等に関する体験プログラムの追加に伴う費用の一部を支援するものである。

(登録条件)

第3条 本支援事業に係る体験プログラムの登録条件を以下の通り定める。

- (1) 探究学習又はSDGs学習に特化した内容であること。
- (2) 令和6年10月1日又はそれ以前より受入可能であること。
- (3) 体験プログラム提供事業者（以下「事業者」という。）の拠点が沖縄県内にあること。
- (4) 事業者において過去に沖縄県内における修学旅行の受入実績があること。
- (5) 本支援事業により利用された体験プログラムの実施内容について、沖縄県又はOCVBが対外的に公表・共有することに同意すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- (1) 登録申込み内容に虚偽の事項がある場合
- (2) 体験プログラムの内容が当事業の趣旨及び公序良俗に反すると認められる場合
- (3) 事業者以下に以下の者が含まれる場合
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団の構成員等」と略記。）
 - ・ 暴力団の構成員等の統制の下にある企業又は団体
- (4) その他、OCVBが不相当であると判断するもの

(登録手続き)

第4条 体験プログラムの登録を希望する事業者は、OCVBが別途定める日までに、次に掲げる書類をOCVBへ提出しなければならない。ただし、OCVBが運営する「お

きなわ修学旅行ナビ」に既に登録されている事業者で、直近にOCVBが実施した更新確認に応じている者は第4号の書類を省略することができる。

- (1) 登録申込書（様式第1号）
- (2) 情報掲載に関するチェックシート（様式第2号）
- (3) 体験プログラム情報シート（様式第3号）
- (4) 事業者情報シート（様式第4号）
- (5) その他、OCVBが必要と認めるもの

2 OCVBは、登録申込を受け付けたときは、これを審査し、申込内容が適当であると認めるときは、本支援事業向けの体験プログラムとして登録することができる。

3 前項の規定により登録する旨を決定したときは、電子メールにより当該事業者へ通知するものとする。

（登録の有効期間）

第5条 登録の有効期間は、登録の日から令和7年3月31日までとする。

（登録内容の変更）

第6条 事業者は登録内容に変更がある場合は、速やかにOCVBへ報告し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 変更申請書（様式第5号）
- (2) 体験プログラム情報変更シート（様式第6号）

（登録の取り消し）

第7条 OCVBは、次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 事業者から取り消しの申し出があったとき
- (2) 提出された書類に虚偽の記載、重大な過失があると判明したとき
- (3) 事業者がこの要綱に記載された内容に違反したとき
- (4) 事業者が修学旅行の受け入れにあたって不正又は不誠実な行動を取ったことが判明したとき
- (5) OCVBが登録を継続しがたい理由があると認めるとき。

（調査）

第8条 OCVBは必要に応じて、登録されたプログラムの内容及び実施状況について、本支援事業の申請を行った修学旅行の実施校等に対し、調査を行うことができる。

（免責事項）

第9条 本支援事業に関して登録された体験プログラムの利用に関して、事業者と利用者間で発生した問題に対し、沖縄県及びOCVBは一切関与しない。

（個人情報管理）

第10条 体験プログラムの登録に関して事業者より取得した個人情報については、本支援事業の範囲内のみにおいて使用する。

（その他）

第11条 この要綱に定める書類はすべて電子メールによる提出を可とする。

2 この要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議して決定する。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。